

自主防災組織事前防災行動 マニュアル

令和3年 9月

(参考資料「警戒レベル一覧表」令和4年6月運用開始)

長崎県西海市

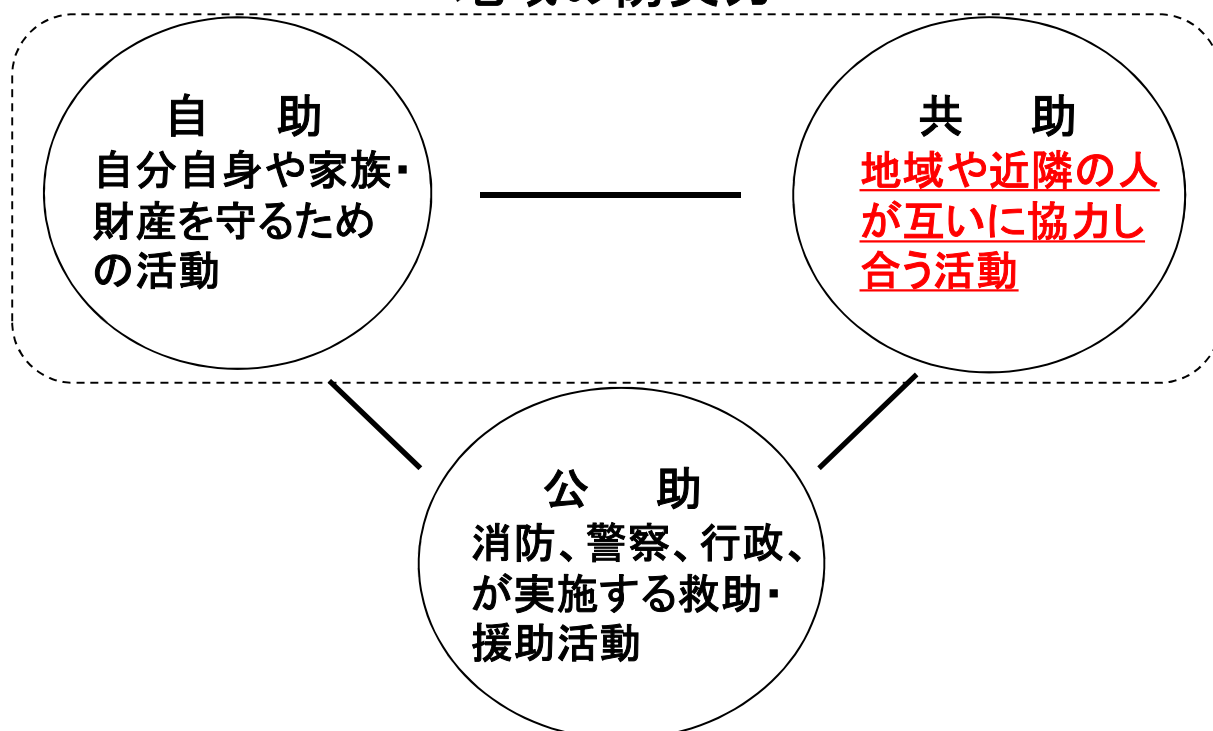
はじめに

- 本マニュアルは、自主防災組織の基本的な役割、防災行動の活動内容をまとめたものであり、避難情報時の対応及び事前準備を行う際に参考にさせていただくものです。
- 本マニュアルを基本として、必要に応じて、各地域の特性にあった内容に修正・更新し、円滑な防災活動が実施できるように努めましょう。
- 本マニュアルは、「西海市地域防災計画」、「西海市避難行動要支援者避難支援計画及び「避難情報に関するガイドライン」内閣府（防災担当）を参考に作成しています。

【本マニュアルの構成】

第1章 役割	自主防災組織の役割について記載しています。
第2章 編成	防災行動を迅速かつ効果的に行うための編成について記載しています。
第3章 避難行動	避難情報の伝達、要配慮者等に対する避難誘導等について記載しています。
参考資料	「警戒レベル一覧表」 「台風等にかかる自主防災組織等事前防災行動（タイムライン）」

地域の防災力



第1章 自主防災組織の役割

1 防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」(共助)ためには、地域において、住民が広く自主防災組織を作り、平常時の活動の中から、災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要であります。

(1) 平常時から実施する事項

- 風水害や地震等の防災に関する知識の普及
- 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- 家庭内の防災に関する話し合い
(防災対策、災害時の避難方法や連絡方法など)
- 各地域における避難地、避難路の確認
- 石油ストーブ、ガス器具等の耐震自動消火等火災予防措置の実施
- 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- 最寄りの医療救護施設の確認
- 各地域の避難行動要支援者及び避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時に実施する事項

- 災害情報の正確な把握
- 飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備
- 火災予防措置及び初期消火の実施
- 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- 初期の救出、救助
- 適切な避難(避難の呼びかけ・避難の率先)
- 自力による生活手段の確保
- 地域の自主避難所の開設・運営

(3) 組織づくり

- 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- 婦人団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

(4) 地域防災リーダーの育成

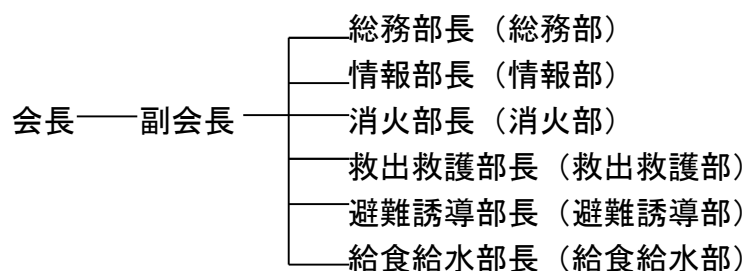
- 地域振興、防災、社会教育等の関係部局と連携して、町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。
- 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。
- 地域防災リーダーが、地域や団体内だけでなく、相互に情報を共有し連携して活動できるよう支援する。
- 地域防災リーダーとなれる防災士資格者の増加を図るため、西海市防災士養成事業補助金により資格取得経費が補助されることを周知する。

第2章 自主防災組織の編成

1 防災組織の編成

自主防災組織においては、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成し、任務分担を定める。

(1) 防災組織（基準）



(2) 任務分担

活動内容 担当部	平常時の活動 (防災に対する関心を維持し、災害時における行動力を養う)	災害時の活動 (災害の実態に応じた応急活動体制をとる)
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 防災計画、訓練計画の作成 組織の連絡調整 資機材の整備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関との連絡調整 各部の調整、指導 資機材の配布
情報部	<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及 情報の収集及び伝達 情報の収集・伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達 避難情報等の伝達
消火部	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防活動 初期消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 出火防止の呼びかけ 初期消火活動
救出救護部	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当知識の普及 応急手当の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救出活動 応急手当等の救護活動
避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> 避難路、避難所（場所）の周知 身障者、高齢者の把握 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等の指示及び避難誘導 身障者、高齢者の避難介助
給食給水部	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出し訓練 給水訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 給食活動 給水活動

第3章 避難行動

1 要配慮者等に対する避難誘導

(1) 基本的考え方

災害発生時において、要配慮者等の安全を確保するためには、それぞれの状況（たとえば高齢者等の身体状況など）に応じた的確な支援が必要となる。

このため、自主防災組織は、要配慮者等の状況把握や地域住民相互による支援体制づくりなどを進めていくことが必要である。

(2) 地域による支援体制

○ 地域での自主防災組織等の組織化

災害時における応急活動が、最大限の効果をあげるためには、地区住民の防災組織である自主防災組織に求められる役割は非常に大きなものがある。

- 高齢者等避難等に基づく避難行動要支援者の避難や災害発生初期においては、市による応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することが想定されるため、地域住民が相互に協力して情報の伝達、避難行動要支援者の避難誘導、救出等にあたっていただかなければならない。

(3) 避難誘導部の整備

- 地域での避難行動要支援者避難支援のため、自主防災組織の中に避難誘導部を整備する。

避難誘導部は、

- ① 高齢者等避難（警戒レベル3）発令時、あらかじめ担当となっている避難行動要支援者の状況を確認し、必要に応じ避難支援を行う。
 - ② 避難行動要支援者からの要請に応じ避難支援を行い、災害発生前の未然防止支援に努める。
 - ③ 平常時より担当する避難行動要支援者とコミュニケーションをとるよう心がけるものとする。
- 災害発生前の事前行動
 - ① 高齢者等避難が発令した時は、担当する避難行動支援者のうち、防災ハザードマップに示す危険な地域に居住する避難行動支援者を優先し、状況等の確認を行い、必要に応じ避難支援を行う。
 - ② 高齢者等避難等の発令に伴い、避難行動要支援者から支援要請を受けたときは、速やかに避難支援を行う。
 - ③ 比較的安全と思われる地域であっても、過去の災害発生状況等を勘案し避難を促す。

参考資料

「警戒レベル一覧表」 キキクル（危険度分布）

R4.6～運用開始

- それぞれの警戒レベルに相当する情報を、早めの避難行動の判断に役立ててください。
- 市からの避難指示等の発令に留意するとともに、避難指示等が発令されていなくとも自らの避難の判断をしてください。
- 警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル3や4の段階で避難することが重要です。

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警報等	気象庁等の情報 キキクル (危険度分布)	指定河川 洪水予報
警戒 レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 ※必ず発令される 情報ではない。	大雨 特別警報	災害切迫 (黒)	氾濫 発生情報
《警戒レベル4までに必ず避難》					
警戒 レベル4	危険な場所から 全員避難	避難指示	土砂災害 警戒情報	危険 (紫)※2	氾濫 危険情報
警戒 レベル3	危険な場所から 高齢者等は避難 (他の住民は準備)	高齢者等避難	大雨警報※1 洪水警報	警戒 (赤)	氾濫 警戒情報
警戒 レベル2	自らの避難行動 の確認		大雨注意報 洪水注意報	注意 (黄)	氾濫 注意情報
警戒 レベル1	災害への心構え を高める		早期 注意情報 (警報級の 可能性)		

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難（警戒レベル3）に相当します。

※2 「**危険**」（紫）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「**黒**」は、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

参考資料

別紙：「台風等にかかる自主防災組織等事前防災行動（タイムライン）」